

全質問一覧

No.	質問	回答
1	公募正式書類に、実証結果報告書の実証項目については別添の実証項目一覧を参照のこと、との記載がありますが、別添が見当たりません。共有いただけますでしょうか？	失礼しました。HPの情報を更新しました。お手数ですがそちらをご確認ください。
2	応募条件に「本件の担当者を選出できること」との記載がありますが、担当者の役割についてご教示頂けますか。（開発、報告書等を総括するプロジェクト責任者または開発等の実務担当者など）	担当者としては、プロジェクトを総括する担当者（プロジェクト責任者）を選出いただきたいです。 同担当者様には、環境省・事務局との連絡窓口、実証の計画作成、実証の実施、実証後の報告書作成等を統括していただきます。
3	登録簿システムは、簡易創出基盤とAPI接続される前提として考えてよろしいでしょうか？（登録簿システムから提供されるAPI項目として、例えば、プロジェクト登録情報、CO2排出係数、クレジット量、など）	実証にあたっては登録簿システムと接続前提となります。連携する項目は実証の中で検討します。
4	企画提案様式の2点目に、「保有システムをJ-クレジットの創出に活用できることを示す理由や、活用イメージを示してください。」との記載がありますが、システム構成図に加えて、どのような情報を盛り込めばよろしいでしょうか？	本設問では、簡易創出基盤で実現を目指す機能（J-クレジットの発行申請・モニタリング簡素化等）と取組拡大に資する要素等を、記載いただけますと幸いです。
5	入力フォームの設備保有の項目で以下の確認がありますが、これらは、簡易創出基盤に活用する設備の保有状況でしょうか？それとも、企業としての保有状況でしょうか？ ・太陽光発電設備 ・太陽光発電設備を保有する事業者との協力体制 ・太陽光発電設備の発電量や自家消費量等のデータを取得するIoT機器（スマートメーター等） ・IoT機器から取得したデータを集約する基盤	簡易創出基盤に活用する設備の保有状況でございます。
6	応募後のスケジュールについてご教示頂けますか。 ・採択結果の通知タイミング ・事業の開始タイミング（通常は契約成立後になると思いますが、契約の有無で開始時期が変わると思しますので、ご教示頂ければと思います）	現在調整中となりますが、想定スケジュールは以下となります。 ・採択結果の通知タイミング：2023年5月下旬 ・事業の開始タイミング：2023年6月上旬
7	応募条件に「J-クレジット簡易創出基盤の運用を目指した継続的な情報提供などへの協力が可能なこと」とありますが、どの程度の情報提供を想定されていますか？（例えば、数枚程度の定期報告書を提出する、等）	情報提供の在り方は検討中となりますが、環境省と事業者双方納得の上、決定させていただきます。
8	正式応募書類の事業内容に「システム構築に向けた技術的要件の整理・検討を行い、実証計画を策定します。」との記載がありますが、採択した企業毎に検討するのでしょうか。採択された複数企業と一緒に検討するのでしょうか。	基本的には企業毎での検討となります。 他方で、登録簿システムとのAPI連携等、規格を統一すべき事項については企業間で差が出ない形を想定しております。
9	免責事項に以下の記載がありますが、参加企業が作成・提出した報告書（仕様書含む）は参加企業に著作権が帰属する認識でよろしいでしょうか？ また、各参加企業が提出した提言やデータなどを御社が取り纏めたものの著作権はどこに帰属しますか？ > 本事業においてデロイトトーマツコンサルティング合同会社と参加企業とが共同して作成した資料の著作権は環境省及びデロイトトーマツコンサルティング合同会社に属し、参加企業は非独占的使用権を許諾されるものとします（複製、改変に関しては自己利用のみ可能）。なお、実施結果報告にかかる環境省ホームページへの掲載資料の著作権については、参加企業に属するものとします。	著作権の帰属につき確認中でございます。 確認後に更新いたします。
10	公式公募書類に業務スケジュールの記載がありますが、①登録簿システムと簡易創出基盤の外部インターフェース仕様を確定し、②登録簿システムのAPI開発を行うのは、それぞれいつ頃を想定されていますか？	①登録簿システムと簡易創出基盤の外部インターフェース仕様の確定時期としては、2023年7月を予定しています。 ②登録簿システムのAPI開発は、2023年8月から12月を予定しており、本件実証と並行して実施することとなります。 本実証ではテスト環境を用意する等の対応を想定しております。
11	採択企業を決めるにあたり、ヒアリングやプレゼンなどの審査は行われるのでしょうか。	ヒアリングやプレゼンはありません。 ただし、提出いただいた内容に不明点がある場合については、環境省または弊社が、提出者に質問を実施する場合がございます。
12	実証参加者が実証に参加後、商用サービスを提供しない場合に何らかのペナルティが発生する可能性があるか教えてください。	ペナルティは発生しません。
13	太陽光発電の実証先設備の規模感（拠点数や総電源容量）について、期待する水準があればご教示ください。	公平性の観点から、コメントは差し控えていただきます。 実証に必要な、また想定される論点の洗い出しに必要な規模感をご検討いただけますと幸いです。
14	実証先設備として、応募企業以外の第三者（1-2社）に協力を求める場合、再委託などの契約締結の必要はございますか。	守秘義務等を含む契約は必要と想定しております。 他方で、契約形態は再委託後に個別にご調整させていただきます。
15	実証先設備に取り付けるセンサー類に関して、精度保証が必要でしょうか。必要な場合には検査成績書の提出でよいのでしょうか。	公平性の観点から、コメントは差し控えていただきます。 実証に必要な、また想定される論点の洗い出しに必要なスキームをご提案いただけますと幸いです。
16	スマートコントラクトによる検証において、検証項目の提示、および、第三者機関へのヒアリング機会の提供をいただけますでしょうか。	連携実証の計画時に検証項目を提示予定です。 ヒアリングについては第三者機関との調整や環境省との相談を踏まえて実施可否を検討します。
17	採択された実証協力企業に対して金銭的な支援があるか（システム構築などに必要な費用の支援はあるか）	本実証においては、環境省及びデロイトトーマツコンサルティングからの費用支援はございません。
18	（問い合わせ1）本PJに興味があるため、一度DTCCと打合せの場を持ちたい。	公平性の観点から応募各社との個別の打合せの場は持ちません。
19	本業務に直接関係する費用（システム構築に必要な費用等）も参加企業が負担するのか。	ご認識の通りです。本業務では、全て参加企業に負担いただくことになります。
20	IoT機器から取得するデータそのものも含めて、本実証への参加企業が準備するのか。	ご認識の通りです。IoT機器から取得するデータを含めて、参加企業様に準備いただけます。
21	他応募者とのコラボレーションや知見提供が可能か。	本実証事業においては、複数社で連携しての応募を認めているため、他応募者とのコラボレーションが可能です。ただし、事務局として、他応募者とのマッチング等は行わないため、その形式で参加される場合には一体となり参加する事業者を選定いただく必要があります。
22	フォームの入力後に提案書を提出するが、提案書の提出はいつまでか。	フォームと同様、5/15（月）が期限となります。
23	システム構築費用、システム運用費用などについて費用負担があるか。	本実証においては、費用負担はございません。
24	システム構成の記載については、ブロック図のレベルか、具体的な品番等を記載する必要があるか。また、クラウドのシステムでもよいか。	システム構成の表現に指定はございません。ただし、具体的な品番等が分かる資料等も添付が可能なため、必要に応じて添付してください。 また、クラウドのシステムについても指定はありません。本実証の趣旨や貴社の保有システムの状況に照らして、適切なシステムをご提案ください。
25	実証の実施期間としては、9月から12月の間でシステム構築と実証を終えればよいのか。複数企業での参加・実証の実施は可能か。	実証の実施期間については、ご認識の通りですが、登録簿システム側の改修の都合によりスケジュールが前後する場合があります。 複数企業での参加・実証実施は可能です。

<p>26 応募条件の「簡易創出基盤に転用可能なブロックチェーン基盤を保有していること」に関して、以下のいずれになりますでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独自基盤（プロプライエタリソフトウェア）だけをイメージしているのか？ ・Hyperledger、Quorum、Corda等のOSSと独自ミドルウェアを活用した独自サービスも対象に含まれるのか？ 	<p>ブロックチェーン基盤については、独自ミドルウェアの活用を含め指定はありません。本実証の趣旨や貴社の保有システムの状況に照らして、適切なシステムをご提案ください。</p>
<p>27 簡易創出基盤構築にあたり、パブリックチェーンか、プライベートチェーン（orコンソーシアムチェーン）かの指定はございますでしょうか？ 仮にプライベートチェーン（or コンソーシアムチェーン）だった場合、クラウドはどこか指定はございますでしょうか？</p>	<p>ブロックチェーンの種別についても、特段指定はありません。本実証の趣旨や貴社の保有システムの状況に照らして、適切なシステムをご提案ください。</p>
<p>28 実証に用いるスマートメータには、メーカーの指定はございますでしょうか？</p>	<p>メーカーに指定はございません。</p>
<p>29 実証実施する場所は決まっていますか？決まっていない場合は実証場所の確保をする必要がありますか？</p>	<p>場所は決まっております。 採択された事業者様におかれましては、実証場所の確保が必要になる場合がございます。</p>
<p>30 実証実験する際の通信環境はこちらで用意する必要がありますか？</p>	<p>採択された事業者様におかれましては、通信環境は手配いただく必要がございます。</p>
<p>31 用意されている（利用できる）アセットは、どのようなものがありますか？（太陽光パネル、Jクレジット登録簿システム等）</p>	<p>Jークレジット登録簿システムのみ、同システムの保守事業者に相談の上でご活用いただけます。</p>
<p>32 免責事項に以下の記載のある、「個人情報」とは個人情報保護法で定義されている内容（生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日、住所、顔写真などにより特定の個人を識別できる情報）と相違ないでしょうか？</p>	<p>ご認識の通りです。</p>
<p>33 本実証事業において、環境省並びにデロイトトーマツコンサルティング合同会社に提供が必要な個人情報の種類・範囲について教えてください（参加企業並びに実証協力企業の担当者の個人情報など、狭い範囲に限られるのか、または実証の実証協力企業から提供される家庭用太陽光設備を設置している住民の個人名や設置先住所等、広範囲に渡る情報の提供が必要なのか等）。</p>	<p>採択後の検討事項となりますが、太陽光発電設備の所有者や同設備の設置場所の住所等の、Jークレジットの認証に必要な情報を環境省・事務局にご連携いただく可能性がございますが、あくまで特定の個人情報が必ず必要になるとは考えていないため仮に使用する場合においてという趣旨になります。</p>
<p>34 実運用の際の事業者のビジネス想定についてご教示ください。2024年1月~3月にて実運用に向けた最終調整とありますが、Jクレジット制度が改訂され、簡易創出基盤もシステムとして安定稼働し実運用が可能となった先の、運営者のビジネス想定はありますか？過去のBC取引市場の議論（本シートの下に、当時の資料を添付します）の際には、取引市場運営者としてのビジネス想定が示されていた為、お伺いするものです。</p>	<p>環境省として特段要請するビジネスモデルはありません。 基本的には実証協力者の皆様にご検討いただくこととなります。</p>
<p>35 実証項目一覧について、伺います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「データ移行」とは、システム間のデータ連携という意味でしょうか？ ・「報告書」とは、書面レイアウト形式のPDFデータでしょうか？ ・「報告書」は、簡易創出基盤の内部で保存しておけばよいのか、外部インターフェースを通じて環境省へデータ連携する必要があるのか、どちらでしょうか？ ・審査結果受領の「メールの送信」とは、プロジェクト実施者に対するメール送信のことでしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・「データ移行」は、システム間のデータ連携を指しています。 ・「報告書」については、データ形式は今後の検討が必要ですが、ExcelやPDF等の現行の書面のレイアウトを想定しています。 ・「報告書」の取り扱いについては、今後の検討が必要ですが、外部インターフェースを通じた登録簿システムへのデータ連携が必要となる可能性がございます。 ・「メールの送信」は、プロジェクト実施者に対するメール送信のことです。
<p>36 公募正式書類内の「5.免責事項」（3）に記載のあります 「本事業においてデロイトトーマツコンサルティング合同会社と参加企業とが共同して作成した資料」について、具体的にどのようなものが共同成果物となるか、現時点の想定で構いませんのでご教示ください。</p>	<p>実証結果報告書や、実証により判明した課題を解消するために必要なJークレジット制度の改正点の報告書等が該当します。 これらの報告書は、環境省への提出とその後環境省による利用が想定されるため、環境省が修正、加筆を行うことが想定されるためです。 その他の書類についても、実証に際して検討を行います</p>
<p>37 実証報告などにおいて弊社より開示する情報に秘密情報が含まれる場合、その情報の扱いはどのようにになりますでしょうか？ 秘密情報が含まれる場合、貴社との2者間、もしくは貴社と環境省様との3社間NDAを締結させていただくことは調整可能でしょうか？</p>	<p>内容を相談の上、NDA締結に向けた調整が可能です。</p>
<p>38 実証要件は今後議論の上決定されると認識しておりますが、 弊社で想定する実証内容の前提条件をご提案書に記載しても問題ないでしょうか？ また、実証要件が弊社前提から大きく変更となる場合は、実証内容を調整させていただくことは可能でしょうか？ （記載する前提条件は、データ収集する太陽光施設数や帳票作成の範囲などを想定しています）</p>	<p>貴社の前提条件を記載いただいても問題ございません。 実証要件に乖離がある場合については、本実証の目的を達成できる範囲内において実証内容の調整が可能です。</p>
<p>39 実証協力にあたり、契約の締結を想定されていますでしょうか？ （実証協力内容や成果物を規定する契約を想定しております）</p>	<p>ご認識の通り、契約の締結を想定しています。</p>
<p>40 仮に貴社、他参加企業様、弊社の何らかの事情により実証の継続が難しくなり、 実証を中断する場合には、中断にあたり何か制約がございますでしょうか？</p>	<p>"何らかの事情"を踏まえてかとは存じますが、契約不履行となる可能性はございます。</p>
<p>41 公募正式書類2(2)事業内容に記載の業務の実施及び各書類の提出について、弊社単独で実施を想定されているか、貴社と共同で作成することを想定されているかどちらでしょうか。 弊社単独で実施をさせて頂く場合、貴社と共同で作成した成果物には該当せず、資料の著作権は弊社に留保される認識で相違ないでしょうか？</p>	<p>著作権の帰属については確認中でございます。 場合によっては、弊社（・環境省）と共同で作成することも想定されるためです（例えば、制度への提言等）。</p>
<p>42 仮に実証協力者に選定いただきました場合、貴社や環境省様のHPなどで実証協力者として公表のご予定はありますか？</p>	<p>実証協力者として公表することを予定しております。</p>